

一般社団法人 北海道道路標示・標識業協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人北海道道路標示・標識業協会と称する。

(主たる事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を札幌市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、道路標識、区画線及び道路標示等の交通安全施設に関する調査、研究をなし、その進歩向上に努め、業界の健全な発展及び地位の向上を図るとともに、社会資本整備の推進に貢献し、もって安全かつ快適な道路交通の確保に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。1

- (1) 道路標識、区画線及び道路標示等の技術向上及び改善のための調査研究並びにその成果の普及
- (2) 道路標識、区画線及び道路標示等に関する情報及び資料の収集並びにその提供
- (3) 道路標識、区画線及び道路標示等に関する広報活動並びに会報、技術資料等の刊行
- (4) 道路標識、区画線及び道路標示等に関する研修会、講習会等の開催
- (5) 関係機関への要望、連絡等並びに意見交換、提携等
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(法人の構成員及び資格)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 北海道内に本店、支店・営業所を設け、道路標示及び道路標識等に関する工事の施工を業とする者で、この法人の目的に賛同して入会した法人
- (2) 賛助会員 道路標示及び道路標識等に関する法人で、この法人の目的に賛同し、その事業を推進するため入会した者

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

2 会員は、この法人に対して代表者として権利を行使し、義務を負う者(以下「指定代表者」

という。)を、1名に限って定め、これを会長(第21条第2項に規定する会長をいう。以下同じ)に届けるものとする。

3 会員は、指定代表者を変更した場合は、速やかに、会長に変更届を提出するものとする。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、総会(第12条に規定する総会をいう。以下同じ。)において別に定めるところにより、正会員は、会員になったときに入会金及び毎年の会費を、賛助会員は毎年の賛助会費を、それぞれ支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によってその会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、総会の7日前までに、理由を付して除名する旨を通知し、総会において決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉をき損し、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が解散し又は破産したとき。

(会員の資格喪失等に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費、その他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 入会金、会費及び賛助会費の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 合併及び事業の全部または一部の譲渡
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

第14条 総会は、通常総会と臨時総会の2種類とする。

2 通常総会は、毎年1回、毎事業年度終了後2箇月以内に開催する。

3 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。
- (2) 総正会員の議決権の5分の1以上を有する正会員から、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があったとき。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 会長は、前条第3項第2号の規定による招集の請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項等を記載した書面をもって、開催日の7日前までに正会員に通知しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 合併又は解散及び残余財産の処分
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第18条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順番に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面表決等)

第19条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって表決し、又は代理人に議決権の行使を委任することができる。この場合において、書面表決者又は表決の委任者は総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した監事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員等

(役員の設定)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上8名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち、1名を会長とし、2名以内の者を副会長とする。
 - 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、正会員(第6条第2項で届け出た者)の中から総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長は、理事会の決議によって理事の中から選任する。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐してこの法人の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、理事会があらかじめ指定した順序に従い、その職務を代行する。
- 4 会長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、財産、会計及び業務の執行について、不正の事実若しくは不正のおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、その旨を理事会に報告しなければならない。
- 4 監事は、前項において、必要があると認めるときは、会長に対し、理事会の招集を請求し、又は法令で定めるところにより理事会を招集することができる。

(役員任期)

第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第21条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事又は監事は、総会の決議によって解任することができる。この場合、その役員に対しあらかじめ通知するとともに、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。

- 2 理事又は監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(責任免除)

第28条 この法人は、役員が法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度額として、免除することができる。

(相談役及び顧問)

第29条 この法人に業務の円滑な運営を図るため相談役及び顧問を置くことができる。

- 2 相談役は、この法人に功績のあった者の中から、理事会の決議により、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、学識経験者の中から、理事会の決議により、会長が委嘱する。
- 4 相談役及び顧問は、この法人の運営に関して会長の諮問に応え、又は会長の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 5 相談役及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

- 6 前項ただし書に関し必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。
- 7 相談役及び顧問の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

第6章 理事会

(構成)

第30条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、法令及びこの定款に別に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (2) 規程の制定、変更及び廃止
- (3) 理事の職務の執行の監督
- (4) 会長、副会長の選定及び解職
- (5) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長がこれに当たる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 前項前段の場合において、議長は理事としての表決に加わることはできない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることでできる理事の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(資産の管理)

第36条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は理事会の決議により、別に定める。

(事業年度)

第37条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第38条 この法人の事業計画及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、理事会の承認を受けた後、直近の総会の承認を受けるとともに、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第39条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 公益目的支出計画実施報告書
 - (4) 収支計算書
 - (5) 貸借対照表
 - (6) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (7) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
 - (8) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、第5号、第6号及び第8号の書類については、通常総会に提出し、第1号及び第3号の書類については、その内容を報告し、第4号、第5号及び第6号の書類については承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第41条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属等)

第42条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

- 2 この法人は、剰余金を配分することができない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第43条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第10章 委員会

(委員会)

第44条 この法人の事業を円滑に推進するため、理事会の決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、理事会の同意を得て、会長が委嘱する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

第11章 事務局

(設置等)

第45条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び職員は理事会の同意を得て会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

第12章 補則

(委任)

第46条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

(法令の準拠)

第47条 この定款に定めのない事項は、すべて法人法その他の法令によるものとする。

附則

1 この法人の最初の事業年度は、この法人成立の日から平成26年3月31日までとする。

2 この法人の設立登記の日において、一般社団法人北海道道路標識・標示業協会並びに一般社団法人北海道道路標示業協会の正会員である者は、第6条の規定にかかわらずこの法人の登記の日に、この法人の正会員になったものとみなし、第7条に規定する入会金を免除する。

3 この法人の設立時の役員氏名及び住所は、次のとおりとする。

	氏名
設立時理事	本多 誠 司
同	渡 辺 巖
同	伊 藤 勲

同	中 村 弘 一
同	中 谷 一 成
同	新 沼 文 朗
設立時代表理事	本 多 誠 司
設立時監事	佐々木 和 彦
同	藤 卷 淳 夫

4 この法人の設立時代表理事は、設立時理事の互選によって選定する。

以上、北海道札幌市中央区大通西5丁目8番地昭和ビル、一般社団法人北海道道路標識・標示業協会と北海道札幌市中央区北2条西1丁目10番地、一般社団法人北海道道路標示業協会とを合併してこの法人を設立するため、この定款を作成する。